

道第 1 1 号様式

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準等を記載した書面

1 事業費予定額 3, 800, 000千円 (令和 8 年度価格)

2 負担区分の予定

区 分	国 庫 負 担 (%)	道 負 担 (%)	地 元 負 担	
			市町村負担 (%)	受益者負担 (%)
事業費	農業用道路	52%	28%	20%
	区画整理	52%	28%	20%

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条の規定による分担金等の納入方法

帯広市は、農業用道路について、土地改良法第91条第 6 項の規定により、負担金を北海道に負担する。

帯広市土地改良区は、農業用道路及び区画整理について、土地改良法第91条第 4 項の規定により、この土地改良事業によって利益を受ける者に対する分担金に相当する額の金銭を北海道に負担する。

4 地元負担の予定基準

この土地改良事業によって利益を受ける農用地につき農業用道路については、帯広市が地元負担の1/10を、受益者が9/10を負担する。

この土地改良事業によって利益を受ける農用地につき区画整理（客土以外）については、事業費割で受益者が負担する。

この土地改良事業によって利益を受ける農用地につき区画整理（客土）については、地積割で受益者が負担する。

5 農業基盤整備資金の借入条件

受益者負担について農業基盤整備資金を借入れする場合には、その借入条件は、年利 7. 0 %以内、償還期間25年以内（うち据置期間10年以内）である。

6 特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地を、土地改良法第113条の 3 第 3 項の規定による工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（それ以前に知事が年度を指定する場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して 8 年以内に当該事業の計画において予定する用途以外の用途に供した場合等には、当該土地につき土地改良法第 3 条に規定する資格を有する者は、北海道営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和32年北海道条例第 73号）第 3 条第 1 項の規定に基づき特別徴収金を徴収される場合がある。